

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和元年9月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 13件

厚生年金保険関係 13件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900162号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900068号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月4日の標準賞与額に係る記録を74万6,000円とすることが必要である。

平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月4日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間において標準賞与額74万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、74万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900163号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900069号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成27年6月25日は56万2,000円及び同年12月4日は32万7,000円とすることが必要である。

平成27年6月25日及び同年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成元年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年6月25日
② 平成27年12月4日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とされない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が、請求期間①において標準賞与額56万2,000円及び請求期間②において標準賞与額32万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年*月*日から同年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は56万2,000円及び請求期間②は32万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900164号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900070号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成25年6月25日は40万9,000円及び平成27年12月4日は43万3,000円とすることが必要である。

平成25年6月25日及び平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年6月25日
② 平成27年12月4日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間①において標準賞与額40万9,000円及び請求期間②において標準賞与額43万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は40万9,000円及び請求期間②は43万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900165号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900071号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成26年6月25日は68万6,000円及び同年12月5日は24万9,000円とすることが必要である。

平成26年6月25日及び同年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年6月25日
② 平成26年12月5日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間①において標準賞与額68万6,000円及び請求期間②において標準賞与額24万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年*月*日から同年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は68万6,000円及び請求期間②は24万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900166号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900072号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月4日の標準賞与額に係る記録を62万4,000円とすることが必要である。

平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月4日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間において標準賞与額62万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、62万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900167号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900073号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月3日の標準賞与額に係る記録を72万4,000円とすることが必要である。

平成22年12月3日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月3日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間において標準賞与額72万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成24年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、72万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900168号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900074号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月25日の標準賞与額に係る記録を107万9,000円とすることが必要である。

平成25年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月25日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間において標準賞与額107万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、107万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900169号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900075号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月5日の標準賞与額に係る記録を32万5,000円とすることが必要である。

平成20年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月5日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間において標準賞与額32万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成20年*月*日から平成21年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、32万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900170号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900076号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成27年6月25日は73万8,000円及び同年12月4日は17万9,000円とすることが必要である。

平成27年6月25日及び同年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年6月25日
② 平成27年12月4日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とされない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が、請求期間①において標準賞与額73万8,000円及び請求期間②において標準賞与額17万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年*月*日から同年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は73万8,000円及び請求期間②は17万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900171号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900077号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成27年6月25日は80万3,000円及び同年12月4日は15万5,000円とすることが必要である。

平成27年6月25日及び同年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年6月25日
② 平成27年12月4日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が、請求期間①において標準賞与額80万3,000円及び請求期間②において標準賞与額15万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年*月*日から同年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は80万3,000円及び請求期間②は15万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900172号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900078号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成25年6月25日は34万4,000円及び平成27年12月4日は61万円とすることが必要である。

平成25年6月25日及び平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年6月25日
② 平成27年12月4日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間①において標準賞与額34万4,000円及び請求期間②において標準賞与額61万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間及び平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は34万4,000円及び請求期間②は61万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900173号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900079号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月4日の標準賞与額に係る記録を66万3,000円とすることが必要である。

平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月4日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間において標準賞与額66万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年*月*日から平成29年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、66万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900084号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900080号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和43年10月1日、喪失年月日を昭和44年12月28日とし、昭和43年10月から昭和44年11月までの標準報酬月額を、昭和43年10月から昭和44年9月までは1万6,000円、同年10月及び同年11月は2万円とすることが必要である。
- 2 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和45年1月20日、喪失年月日を昭和49年6月1日とし、昭和45年1月から昭和49年5月までの標準報酬月額を、昭和45年1月から同年9月までは3万円、同年10月から昭和46年3月までは3万6,000円、同年4月から同年9月までは4万2,000円、同年10月から昭和48年3月までは4万8,000円、同年4月から昭和49年3月までは6万円、同年4月及び同年5月は8万円とすることが必要である。
- 3 請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和49年6月11日、喪失年月日を同年8月10日とし、昭和49年6月及び同年7月の標準報酬月額を、8万6,000円とすることが必要である。
- 4 請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和49年8月12日、喪失年月日を昭和50年6月1日とし、昭和49年8月から昭和50年5月までの標準報酬月額を、7万2,000円とすることが必要である。
- 5 昭和43年10月1日から昭和44年12月28日までの期間、昭和45年1月20日から昭和49年6月1日までの期間、同年6月11日から同年8月10日までの期間及び同年8月12日から昭和50年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : ① 昭和43年10月1日から昭和44年12月28日まで
② 昭和45年1月20日から昭和49年6月1日まで
③ 昭和49年6月11日から同年8月10日まで
④ 昭和49年8月12日から昭和50年6月1日まで

私は、妹の氏名及び事実とは異なる生年月日で、請求期間①はA社、請求期間②はB社、請求期間③はC社、請求期間④はD社において勤務した。

請求期間①から④までの各期間について、調査の上、当該厚生年金保険の記録を自身の記録と認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、別の氏名(妹の氏名)及び事実とは異なる生年月日で、請求期間①にA社、請求期間②にB社、請求期間③にC社、請求期間④にD社に勤務した旨主張しているところ、それぞれの事業所に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、当該氏名等が一致する者の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(以下「未

統合記録」という。)が確認でき、当該未統合記録は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で記録されている上、当該記録の被保険者期間は、請求者が主張するそれぞれの事業所における勤務期間と一致している。

また、雇用保険の記録において、前述の氏名等が一致する者に係る被保険者記録が確認できるところ、当該被保険者記録には、請求期間③にC社及び請求期間④にD社における加入記録がそれぞれ確認でき、いずれも同一の雇用保険被保険者番号で記録されている。

さらに、A社、B社、C社及びD社の各事業所に係る被保険者名簿において、各請求期間に厚生年金保険被保険者記録がある者に照会したところ、回答のあった複数の者は、請求者が請求期間当時の自身であるとして提出した写真の者について、請求者本人である旨回答している。

加えて、請求者のA社、B社、C社の各事業所における勤務状況等に係る陳述内容は、前述の複数の者の回答及び陳述内容と符合している上、請求者の妹は、当該各事業所及びD社において勤務したことはない旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者が、別の氏名及び事実とは異なる生年月日で、請求期間①にA社、請求期間②にB社、請求期間③にC社、請求期間④にD社の各事業所に勤務していたことが推認でき、各事業所の事業主は、請求者について、厚生年金保険被保険者に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、前述の未統合記録は、請求者の記録とすることが妥当である。

したがって、請求期間①について、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日を昭和43年10月1日、喪失年月日を昭和44年12月28日とし、標準報酬月額については、前述の未統合記録から、昭和43年10月から昭和44年9月までは1万6,000円、同年10月及び同年11月は2万円とすることが妥当である。

また、請求期間②について、B社における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日を昭和45年1月20日、喪失年月日を昭和49年6月1日とし、標準報酬月額については、前述の未統合記録から、昭和45年1月から同年9月までは3万円、同年10月から昭和46年3月までは3万6,000円、同年4月から同年9月までは4万2,000円、同年10月から昭和48年3月までは4万8,000円、同年4月から昭和49年3月までは6万円、同年4月及び同年5月は8万円とすることが妥当である。

さらに、請求期間③について、C社における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日を昭和49年6月11日、喪失年月日を同年8月10日とし、当該期間の標準報酬月額については、前述の未統合記録から8万6,000円とすることが妥当である。

加えて、請求期間④について、D社における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日を昭和49年8月12日、喪失年月日を昭和50年6月1日とし、当該期間の標準報酬月額については、前述の未統合記録から7万2,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900087号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900018号

第1 結論

昭和51年*月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年*月から昭和54年3月まで

請求期間当時、私は学生だったので、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたが、年金記録において請求期間の記録がない。

私が昭和51年*月*日に国民年金の被保険者になったことが記載されている年金手帳を所持しているので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和51年*月*日に国民年金の被保険者資格を取得した旨が記載された年金手帳を所持しており、請求期間については、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、請求者が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号(以下「請求者の記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)によると、昭和54年9月10日に払い出されており、当該払出時点において、請求期間のうち一部の期間の国民年金保険料については、時効により納付することができない上、日本年金機構A事務センターは、請求者の記号番号は職権適用により払い出されたと思われる旨回答しており、請求者の主張と符合しない。

また、請求者の陳述及びB大学の回答から、請求者は請求期間において、同大学の学生であったことが確認できるところ、請求期間当時、20歳以上の学生は、国民年金の任意加入対象者であり、請求者は、請求者の記号番号が払い出された昭和54年9月の時点において、請求期間に遡って国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、前述の払出簿を見ると、請求者の記号番号の摘要欄に取消と記載されているところ、当該記号番号が払い出された昭和54年9月時点において、請求者が厚生年金保険被保険者であったこと、及び昭和51年*月から昭和54年3月までの請求期間について請求者は学生であったことから、請求者の記号番号は取消されたものと考えられる上、社会保険オンラインシステムにおいて、請求者の記号番号に係る国民年金被保険者記録を確認することができない。

加えて、請求者が請求期間に国民年金保険料を納付するためには、請求者に対する別の記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の氏名を複数の読み方で検索したが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

なお、請求者の母は、C県D市E町にあった農協で請求者の国民年金の加入手続を行った旨陳述しているが、制度上、国民年金の加入手続は市町村役場で行うこととされており、農協で加入手続を行うことができない。

また、請求者自身は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与していない上、これを行ったとする請求者の母からは、請求期間に係る国民年金保険料の納付方法、納付金額等について、具体的な陳述を得ることができない。

このほか、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900079号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900067号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年11月頃から昭和31年10月頃まで

請求期間においてA社に勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者記録が見当たらないので、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、A社に勤務していた旨主張しているが、同社に係る登記簿謄本によると、同社は既に解散している上、オンライン記録によると、同社は昭和33年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主は所在不明のため、事業所及び事業主から、請求者の請求期間における勤務を確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に照会し複数の者から回答を得たが、請求者の請求期間に係る同社における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答及び陳述は得られず、同僚から、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900086号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900081号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年4月頃から昭和32年1月頃まで

私は、請求期間において、A社に勤務したが、厚生年金保険の記録では、同社に係る被保険者記録がない。昭和30年11月にA社で撮影した写真及び現在の事業主が記載した私が同社において勤務していたとする書面を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に勤務していた当時に同僚と撮ったとする写真及び事業主が記載した請求者が勤務していたとする書面、同社の回答及び元同僚の陳述から、請求者が同社に勤務していたことはうかがえるものの、同社は、資料の保管はなく請求者の勤務期間は不明である旨回答している上、元同僚は、請求者の勤務期間は覚えていない旨陳述しており、請求者の同社における勤務期間を特定することができない。

また、オンライン記録において、A社は、昭和32年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間については、適用事業所であった記録はないところ、同社は、当社における厚生年金保険加入状況、請求者の請求期間に係る届出及び保険料納付並びに厚生年金保険料控除の有無について、資料の保管はなく、不明である旨回答している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、事業所及び事業主から、請求者の勤務実態等を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、所在の判明した者に照会し複数の者から回答を得たところ、唯一請求者を知る旨回答のあった前述の元同僚は、自身は請求期間も同社に勤務していたが、請求期間について、事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたか不明である旨回答している上、ほかの者からも、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがわせる回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。